



2026年6月15日

各 位

会 社 名 株式会社 百 十 四 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 森 匡 史  
(コード番号 8386 東証プライム)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 空 本 大  
(TEL. 087-836-2787)

## 会社分割（簡易吸収分割）契約書の締結に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、関係当局の許認可を条件として、会社分割（吸収分割）により当行の登録金融機関業務に係る事業（以下「本事業」）に関して有する顧客の証券口座に係る権利義務を野村ホールディングス株式会社（代表執行役社長 グループ CEO 奥田 健太郎）の100%子会社である野村証券株式会社（代表取締役社長 奥田 健太郎、以下「野村証券」）に承継させること（以下「本会社分割」）について吸収分割契約の締結を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本会社分割は、当行の総資産の減少額がその直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、当行の売上高の減少額がその直前事業年度の3%未満であることが見込まれるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

### 記

#### 1. 本会社分割の目的

当行は、2025年3月17日に野村証券との間で、金融商品仲介業務における包括的業務提携（以下「本提携」）に関する基本合意書を締結し、同年12月9日に本提携に関する詳細等を定めた最終契約書を締結いたしました。本提携は、人生100年時代に向けた「地域のお客さまのファイナンシャル・ウェルネス実現」への貢献をめざすものであり、本会社分割は、本提携スキームの一環として実施するものです。

本会社分割に伴って、野村証券が承継する当行の顧客口座および野村証券高松支店の顧客口座のうち、別途、当行と野村証券との間で合意する顧客口座に関する金融商品仲介業務、ならびに新規顧客の獲得および当該新規顧客が野村証券に開設した金融商品仲介口座に関する金融商品仲介業務を当行が受託することを予定しております。これにより、顧客口座の管理全般および営業に関する後方支援等を野村証券が担当し、勧誘・販売・アフターフォロー等を当行が担当することにより、役割分担を明確化し、効率的かつ合理的な運営体制を構築してまいります。

こうした体制のもと、双方の強みを活かしながら相乗効果を発揮し、対面コンサルティングの高度化とデジタルを活用した非対面サービスの充実により、地域の隅々まで良質なコンサルティングと多様な商品・サービスを提供してまいります。

## 2. 本会社分割の要旨

### (1) 本会社分割の日程

取締役会決議日	2026年6月15日
吸収分割契約締結日	2026年6月15日
効力発生日	2027年5月6日（予定）

(注)本会社分割は、当行においては会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当し、野村証券においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、両社ともに株主総会の承認手続きを経ずに行う予定です。

### (2) 本会社分割の方式

当行を分割会社とし、野村証券を承継会社とする簡易吸収分割です。

### (3) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

### (4) 本会社分割の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当行が発行済みの新株予約権について、本会社分割による取扱いの変更はありません。また当行は新株予約権付社債を発行しておりません。

### (5) 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による資本金の増減はありません。

### (6) 承継会社が承継する権利義務

野村証券は、吸収分割契約書に基づき、本事業に係る一切の権利義務を承継します。

なお、野村証券は、分割会社の固定負債および簿外債務については一切承継しないものとしします。

### (7) 債務履行の見込み

本会社分割において野村証券が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

## 3. 本会社分割に係る割当ての内容の算定の考え方

本提携は、「会社分割」「金融商品仲介業務委託」「従業員の出向」「営業支援」を一体行為とする包括的な業務提携であり、本会社分割は本提携スキームの一環であることから、本会社分割における対価性については、本提携全体を俯瞰して判断することが適切であると考えております。

本会社分割は、本提携における役割分担（当行は顧客管理等、野村証券は口座管理等）の構築を目的とするものであり、当行においては業務運営コストの削減効果が見込まれます。また、野村証券との新たな金融商品仲介業務委託契約により当行の証券口座に係る顧客との関係性は実質的に継続し、本会社分割後も継続して当行が顧客管理等を行うことや当該顧客から生み出される収益も引き続き当行と野村証券間での収益配分により当行に継続して帰属することからも、事業的な移転価値は生じないと考えております。

以上のことから、分割対価0円には相当性があると判断しております。

#### 4. 本会社分割の当事会社の概要

	分割会社	承継会社
(1) 商号	株式会社百十四銀行	野村證券株式会社
(2) 所在地	香川県高松市亀井町5番地の1	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 森 匡史	代表取締役社長 奥田 健太郎
(4) 事業内容	銀行業	証券業
(5) 資本金	373 億円	100 億円
(6) 設立年月日	1878 年 11 月 1 日	2001 年 5 月 7 日
(7) 発行済株式数	114,520 千株	201,410 株
(8) 決算期	3 月	3 月
(9) 大株主および持株比率 (2026 年 3 月末時点)	日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口) 8.89% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 5.90% 日本生命保険相互会社 2.22%	野村ホールディングス 株式会社 100.0%
(10) 直前の経営成績および財務状態		
決算期	2026 年 3 月期 (連結)	2026 年 3 月期 (単体)
純資産	384,426 百万円	687,272 百万円
総資産	5,845,803 百万円	16,784,383 百万円
1 株当たり純資産	3,399 円 29 銭	3,412,304 円 38 銭
売上高※1	108,556 百万円	981,355 百万円
営業利益※2	29,955 百万円	242,533 百万円
経常利益	29,135 百万円	242,531 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	18,857 百万円	162,409 百万円
1 株当たり当期純利益	166 円 07 銭	806,360 円 34 銭

※1 「売上高」欄については、当行は「経常収益」、野村證券株式会社は「営業収益」を記載しています。

※2 「営業利益」欄については、当行は「コア業務純益」を記載しています。

#### 5. 分割する事業の内容

##### (1) 分割する部門内容

本会社分割により分割する事業は、「当行の登録金融機関業務に係る顧客の証券口座に関する権利義務」です。

##### (2) 分割する部門の経営成績

対象事業の売上高 (2026 年 3 月期) 1,724 百万円

(3) 分割する資産、負債の項目および金額

本会社分割において、分割する資産および負債はありません。

6. 本会社分割後の当事会社の状況

本会社分割による当行の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期に変更はありません。

7. 今後の見通し

本会社分割が当行業績に与える影響は軽微であり、重要な影響はありません。

以 上